

議 事 録

会議名	釧路市障がい者自立支援協議会 第3回相談支援部会
開催日時	令和3年9月24日(金)15:00~16:30
開催場所	オンライン部会 (ZOOM 開催)
出席者	<p>出席 28 名 (部会員 22 名、事務局 6 名) (部会員) 佐々木部会長 (ソーシャルカフェ)、西副部会長 (つばさ)、 山本副部会長 (KCマヴィ)、平間 (あいけあ)、下山 (児童発達支援センター)、武田 (サハス)、森山 (にじ)、岸 (ソラ)、森島、柿沼、 大塚、吉川 (自立センター)、町田 (いまじん)、宮田 (らぼーる)、 倉野、大友、山口、大木、原田 (いんくる) 西川 (リーる)、春木 (ウルカス)、宮崎 (ケアサポ) (事務局) 石川課長補佐、田仲主査、豊巻主事 (障がい福祉課) 竹内、金子、近藤 (基幹相談支援センター) (敬称略)</p>
会議次第	<p>挨拶 相談支援部会長 佐々木 寛</p> <p>1. 議 事</p> <p>(1) 釧路市障がい者地域生活拠点事業について (事業説明) 地域生活支援拠点等コーディネーター 竹内 邦彦 (基幹相談支援センター所長)</p> <p>(2) 釧路市の相談支援体制について (事業説明) 障がい福祉課 主査 田仲 昌彦</p> <p>3. 閉 会</p>

議 事 内 容

1. 挨拶

釧路市障がい者自立支援協議会 相談支援部会部会長 佐々木 寛

2. 議 事

(1) 釧路市障がい者地域生活拠点事業について

※「釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業に伴う事前登録の手引き」を基に説明

令和3年1月25日よりスタートした事業ですが、現時点に於いて事前登録者は0人となっています。

市民からの相談も少なく、要件に当てはまらない問い合わせが殆どでした。

また、相談機関からの相談も含めて非常に少ない状況であります。

事前登録者が増えない理由について、事業に関する周知不足が原因ではないかと考えており、再度、説明の機会を作って頂く流れとなり、今回の相談支援部会で説明することとなりました。

併せて、リーフレットを作成中であり、今後は当事者団体への配布や説明、関係機関への配布についても行い、周知活動に努めていく予定です。

(手引き2頁)

釧路市における地域生活支援拠点等は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みの整備を図ることを目的としています。

本事業がスタートする事により、従来難しかった夜間の連絡体制の確保と、事前に障がい福祉サービスを調整する事で緊急事態への予防にも繋がるという2つの点がポイントとなっております。

(手引き3頁)

北海道では、地域生活支援拠点等は「居住支援機能」と5つの「地域支援機能」を整備する様にと示されており、釧路市は、既存の地域資源を有機的につなぎ合わせる面的整備となっています。

居住支援機能については、自立支援協議会のホームページでGH空き室情報の開示を行っています。

地域支援機能については、相談支援機能として、事前登録の相談、事前登録シート作成を行います。体験の機会・場の提供としては、GH等の体験利用となっています。

緊急時の受け入れ・対応については、事前登録対応に基づく緊急対応と受け入れ、地域定着支援を活用した緊急時対応、定員超過利用による短期入所の受け入れとなっています。

短期入所の定員超過利用については、現在5ヶ所の協力事業所が登録して頂いており、釧路市のホームページに掲載しています。何時でも利用する事が可能という訳ではありませんが、検討して頂ける事業所となっています。緊急時を想定すると2ヶ所以上の短期入所事業所の調整が望ましいと思われまます。

また、短期入所については緊急時の受け入れ強化の加算もございますので、受け入れする事業所としては報酬増に繋がりますので、相談支援専門員の方は事業所へのアピールになると思われまます。

専門性の確保については基幹相談支援センターによる研修会の実施、医療的ケア児コーディネーター研修への参加を行います。

地域の体制づくりについては、基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、緊急時の対応や支援体制の構築の際に助言等の支援を行います。また、地域の体制づくりの為に自立支援協議会に事例等の報告を行い、機能の充実や強化を図ります。

(手引き 6 頁)

事前登録の対象と事前登録する緊急時及び受け入れ・対応方法について説明します。

事前登録の対象については、① 釧路市内の居宅において、単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある重度の障がい者。② 釧路市内の居宅において、家族と同居していても当該家族の障がい・疾病等のため緊急時の支援が見込めない状況にある重度の障がい者としています。

対象者については、前回の説明会に於いてもイメージが難しいというご意見が有りました。その為、ご担当されている利用者の中で、「この世帯は拠点じゃないか」と思われる様なケースが御座いましたら、随時基幹センターまで相談して頂くよう宜しくお願い致します。

事前登録する緊急時及び受け入れ・対応方法について説明します。

緊急時については、①障がい特性、②高齢化・重度化③介護者の病気・死亡等 という3つの理由により地域生活が一時的に困難となり支援が必要な時となっております。

緊急時の対応方法については、障害福祉サービスにおける地域定着支援を活用します。

緊急時の対応範囲については地域定着支援で対応可能な範囲とします。

緊急時の受け入れ方法については、主に短期入所などの障害福祉サービスやその他の地域資源となっております。

(手引き 5 頁)

事前登録のながれについて説明致します。

登録相談は相談支援専門員かコーディネーターが、本人或いは家族からの相談を受け付けます。その後、相談支援専門員とコーディネーターが、「事前登録の対象者」に示されている緊急時の支援が見込めない状況にある重度の障がい者に当てはまるかの確認をします。

(手引き 7 頁)

次に事前登録対応等の検討を行います。

相談支援専門員かコーディネーターが、現状の問題点と本人が目指す地域生活を聞き取った上で、登録希望者に起こりうる障がい特性等に基づく地域生活上の緊急事態を想定し、本人が目指す「安全で安心な地域生活の構築」と「事前登録対応等の内容」(具体的な緊急時の事例や頻度、緊急時の連絡方法、緊急時の支援方法)について検討を行います。

登録希望者の緊急時のニーズと、地域生活上の課題も併せて検討することにより、事前登録とならない場合も、緊急時を想定した予防的な支援にも繋がると考えられます。

相談支援専門員が実際に利用する短期入所事業所の受け入れ先など、事前登録対応等の調整を行います。

なお、事前登録対象要件に当てはまらない場合や、事前登録対応等の調整が困難な場合は、基幹相談支援センターが関与して対応にあたります。

(手引き 8 頁)

事前登録の検討に目途がいたら登録申請書を本人が市役所へ提出します。

(手引き 9 頁)

事前登録対応の相談支援専門員が事前登録シートの作成を行います。

「事前登録シート」は、手引の 16 ページに掲載しており、Aの登録者情報とBの緊急時支援計画の 2 枚で構成され、釧路市のホームページにも様式を掲載しております。打ち込み様式については基幹センターに有りますので、お問い合わせください。

作成した事前登録シートはコーディネーターがチェックを行います。

チェック後に地域定着支援事業所・短期入所事業所など・本人へ支援内容の確認をしてもらいます。

(手引き 10 頁)

関係者の確認後、相談支援専門員が事前登録シートを市へ提出します。

市では、登録番号・期間を定め、登録し、登録通知書を本人、関係者へ発送します。

登録が終了後にサービス担当者会議の開催し、平常時や緊急時も併せた支援体制を確認し、それぞれの役割分担について共有します。

(手引き 4 頁)

地域相談支援給付の動きについての説明を致します。

登録申請と同時に、本人から市に対して地域相談支援支給申請が有り、それを受けて市から本人へとサービス等利用計画案の提出依頼となります。その後、サービス等利用計画案の作成と提出が行われ、給付決定から給付決定通知が市から本人に有り、サービス担当者会議からサービス等利用計画の作成及び提出という流れを経て事業の利用開始となっております。なお、登録期間については、原則として障がい福祉サービスの終期月と同時になります。

(手引き 12 頁)

事前登録対応等フロー図（緊急時の対応）について説明致します。

(1) から (7) の順番の動きにより、緊急時の対応を示したものです。

事前登録シートに記載された緊急事態発生した場合、事前に調整された対応先へ連絡します。

連絡内容、状況から事前登録シートB（緊急時支援計画）に基づき短期入所などの受け入れ先へ連絡します。受け入れ先は、事前登録シートB（緊急時支援計画）に基づく、緊急時の受け入れを実施します。

受け入れの翌日に受け入れ先は、特定相談支援事業所へ対応結果を連絡します。

なお、休日や夜間帯に対応した場合は、翌平日の日中帯に連絡を行うこととなります。

特定相談支援事業所は、事前登録対応等の報告をもとに支援体制の再構築が必要かコーディネーターと相談します。また、必要に応じ、ケア会議を実施します。

ケア会議では新たな地域生活上の課題を支援者間で共有し、これからの支援体制について調整します。なお、ケア会議の実施は事前登録対応後おおむね7日以内で開催します。

特定相談支援事業所はケア会議実施後に、事前登録シートの再作成及び、サービス等利用計画の見直しを行います。その後、また、(1)に戻るという流れとなります。

今回、改めて地域生活支援拠点等事業についての説明をさせていただきました。本事業を活用する事で、障がいを持ったご本人やご家族が安心して地域生活を営むことが出来る地域作りを目的として、相談支援者の皆様にはご理解を頂き、ご協力の程を宜しくお願い致します。説明は以上となっております。

(質疑応答)

○質問

具体的例(実績等)があれば聞きたい

○回答(竹内所長)

80代高齢の両親と同居する50代知的障害(療育手帳B判定)の息子の3人世帯。健康面について、原因は不明ですが膝の怪我によりこれから手術をする予定となっています。人工関節になる可能性もあり、ご本人は痛みの感覚が鈍い状況も見られることから、今後は日常生活にも支障が出てくると思われます。

生活面については、指示待ち傾向が有り、髭剃りや入浴、更衣等についても常に声掛けが無ければ一人では行えない状況です。調理は出来ず、買物も1品であれば購入することは出来るが、複数の品目となると難しく、金銭管理も困難です。また、加齢に伴い出来ない事も増えてきており、介助量も増加傾向にあります。

サービスの利用状況について、現在は休んでいますが、怪我をする前は就労継続支援B型を利用して清掃作業に従事していましたが確認行為が非常に多く、支援員がマンツーマンであったとの事。また、ご家族のレスパイトが目的で短期入所を定期的にご利用し、慣れているため楽しく過ごすことは出来ている様子です。

ご家族の状況について、父親は病気で入退院を繰り返しており、母親も加齢に伴い介護負担が大きくなってきているとの事。

計画相談としては、本人が入所施設に待機しており、ヘルパーの利用や繋ぎでGHへの入居を提案しましたが、自宅に第三者が入る事への抵抗感や、GHの利用はせず「ギリギリまで就労しながら自宅で生活したい」という意向がある為、短期入所を利用しながら地域生活を継続していました。しかし、これ以上サービスで何とかするという状況ではなく、保護者の高齢化や疾病、本人の障がい状況などを考慮すると緊急性が高く、拠点事業に当てはまるのではと考え、コーディネーターとしても状況から該当すると判断し、現在は事前登録に向けて手引きに沿って進んでおります。

先程の説明の中でも話をさせて頂きましたが、ご説明をさせて頂いた対象者要件のみではイメージが付きにくい状況もあると思われますので、再度、ご担当されている利用者の中で、「この世帯は拠点じゃないか」と思われる様なケースが御座いましたら、随時基幹センターまで相談して頂くよう宜しくお願い致します。

○質問(あいけあ 平間さん)

①今までは緊急時にだれが対応していたのか?

②この定義では、対象者イメージできない。重度障がいの人が自分で連絡するのか?

○回答(田仲主査)

①について

警察、病院、保健所、消防、市が対応してきた。

緊急事態があった場合、障がい福祉サービスを第1に利用となるケースは少ない。

②について

色々な要素で支援が見込まれないことが想定される。

どんな緊急事態があるか想定し、その対応を考えていくことが重要。

緊急事態にどんな対応もできない場合が想定される方は、現状でリスクが高い方と判断する。

○質問(KCマヴィ 山本さん)

この事業は、重度障がいに対象を絞っているが理由は?

○回答（田仲主査）

一つは、重度障がい者が支援の必要性が高いこと

もう一つは、地域定着支援事業所が市内に3か所しかなく、この事業で対応できる障がい者に限りがあることが理由。

○質問（ケアサポ 宮崎さん）

①緊急事態は想定外のこともある。

②対象の定義が少ないため、自分の利用者の中でも絞らないといけない。

この2点について、計画相談の見落としとしないか？

○回答（田仲主査）

緊急事態については、計画相談、本人・家族、コーディネーターの3者で話し合いを行う。

想定されない緊急時があったとしても、計画相談の見落としにはならない。

また、事例については、自立支援協議会へも報告し、事例の積み上げ及びPDCAを行っていく予定である。

（2）釧路市の相談支援体制について

※当日配布資料を元に説明

資料の説明の前に、今回の経過について説明をさせていただきます。

現在、基幹相談支援センターを受託している音別憩いの郷より、令和4年度をもって受託を終了したいとの申し出をうけています。

事由については、法人内の人材不足です。

これをうけて、釧路市では障がい福祉サービスを運営する社会福法人を参集し、令和3年2月に会議を実施しています。

その中で、どの法人からも人材が不足している現状を聞き取ったところです。

また、会議では基幹相談支援センター含めた釧路市内の相談支援体制の在り方について検討が必要との意見を頂きました。

これから説明するのは、たたき台です。

皆さまからの意見を頂きながら、相談支援体制の在り方について方向性を考えていきたいと思っております。

資料2をご覧ください。

この資料は厚生労働省が実施する自治体職員向けセミナーの資料であり、特定相談支援事業いわゆる計画相談と市町村相談支援事業いわゆる委託相談の違いに関する資料となっています。

障がい者からの相談を受けるという意味ではどちらも一緒ですが、事業としては別物です。

まず、実施主体ですが、特定相談支援事業は指定特定相談支援事業所が実施主体であることに對し、委託相談は市町村が実施主体となっています。

財源にも違いがありますが、事業概要におおきな違いがあります。

特定相談支援事業所が基本相談支援と計画相談支援を行う事となっていますが、委託相談にはその記載はありません。

次頁の資料ではこの違いを図式化しています。

特定相談支援事業所が行う基本相談とはインテークから始まり、アセスメント、プラ

ンニング、インターベンション、モニタリング繰り返していくこと言い、特にプランニングとモニタリングを計画相談支援としています。

特定相談支援事業所はこの繰り返しを行っていくことを事業内容としていますが、委託相談はインタビュー、アセスメント、インターベンションを事業概要としています。

委託相談は、障害者の相談に応じ助言や情報提供を主軸にすることに対し、特定相談支援事業は障がい者の相談に応じ助言や情報提供に加え、障害福祉サービスを通し課題の終結まで行うこととしています。

次に資料3をご覧ください。

相談支援体制のたたき台となります。

最初に説明いたしました福祉職の人材不足と市内の相談支援体制の在り方をポイントとして作成しています。

人材不足については、基幹相談、委託相談、特定相談の連携により補えないか考えました。

相談支援体制の在り方については、役割分担の明確化と、基幹相談支援センターの後方支援への転換と相談支援事業所の育成について考えました。

まず、障がい者や家族が課題について相談をする時、相談支援事業所、委託相談、基幹相談、市（障がい福祉課）のどれかに相談はきます。

また、他の制度支援者や病院などに相談する場合も、解決が見込まれない場合同じく、障害福祉サイドに相談がきます。

相談内容によっては、他の制度支援者などに引き継ぐことで終了することもあります。ほとんどが障がい福祉サービスの利用となります。

しかしながら、中には障がい福祉サービスは必要としない相談もあります。

その場合は、右手の委託相談の流れを今後作ってはどうかと考えました。

さらに、相談支援事業所と委託相談の連携として、委託相談はサービス利用の必要がない相談について関わっていく中でサービスの必要性があると判断した場合は、相談支援事業所へ引継ぎ、相談支援事業所はサービスが終了した場合に、それでも不安がある障がい者の方について単発の相談などの窓口として委託相談へ引き継ぐ連携をしてはどうかと考えています。

障がい者からの相談支援については、相談支援事業所と委託相談事業所が連携して対応していくこととしますが、もう一つ大きな課題として支援が困難な場合の対応についても考えました。

相談支援事業所と委託相談事業所が障がい者への相談支援を行う中で、支援困難と判断した場合には、基幹相談支援センターへ申し込みができることとします。

申し込み後の流れを次頁で説明します。

相談支援事業所と委託相談事業所から申し込みを受けた場合、基幹相談支援センターと申しこみをした相談支援者は面談をします。

面談の中で、支援が困難な理由や課題の整理を実施し、解決すれば支援を継続します。

それでも課題が解決しない場合は、課題を明確にした上で、支援が困難な方に係る関係者を集め、個別支援会議を実施します。

その中で、方向性や新たな支援の介入、役割の明確化を図り、支援を継続していくこととします。

また、事例については自立支援協議会 相談支援部会で共有し相談支援のスキルアップに活用していけないかと考えています。

最後に今後のタイムスケジュールについて説明します。

皆さまの意見を頂きながら、方向性を定めていきたいと考えており、年度内にあと2回ほど相談支援部会で意見聴取を致したいと思っております。
以上が説明です。

(質疑応答)

○質問 (あいけあ 平間さん)

支援が困難な場合とは具体的にどうゆう状態か？

○回答 (田仲)

支援が困難な場合は相談支援員が困難と感じた場合としています。

障がい者の状態像に特に定めはないです。

相談支援事業所の中には一人で業務を担当している方や、経験があまりない方もいます。どこかに相談できる所が必要と感じたことと、対応した内容を共有し、経験がない方でも知識として積み上げられることが必要と感じています。

3. 閉会